昭和三十七年運輸省令第四十九号 指定自動車整備事業規

第一条 道路運送車両法 (以下「法」という。) 指定自動車整備事業規則を次のように定める。 号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、 道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五

提出しなければならない。 掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に 第九十四条の二の指定の申請をする者は、次に

申請者の氏名又は名称及び住所

写し

- 事業場の名称及び所在地
- を受けようとする者にあつては、その内容 自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定 法第七十八条第二項の規定により対象とする 法第九十四条の二第二項において準用する
- 業務の範囲の限定を受けている者にあつて は、その内容 により対象とする自動車の種類の指定その他び認証番号並びに法第七十八条第二項の規定 認証を受けた自動車特定整備事業の種類及
- 六 優良自動車整備事業者の認定を受けていな 者にあつては、その種類及び認定番号 優良自動車整備事業者の認定を受けている

い者にあつては、次に掲げる事項 実施している整備作業の範囲

事業場管理責任者の氏名及び略歴

工員の構成及びその技能程度 主任技術者の氏名及び略歴

なければならない。 前項の申請書には、次に掲げる書面を添附し

ら二までに係る部分に限る。) に該当しない準用する法第八十条第一項(同項第二号ロか ことを信じさせるに足る書面 申請者が法第九十四条の二第二項において

三 次条第一項第二号の自動車検査用機械器具 械器具の配置状況を記載した事業場の平面図 をするために必要な屋内作業場の位置及び面二 自動車の検査をする場所及び自動車の検査 規定する要件に適合することを信じさせるにれらの自動車検査用機械器具が次条第二項に 積並びに次条第一項第二号の自動車検査用機 の名称、型式及び数を記載した書面並びにこ

選任しようとする者の氏名及びその者が第四1 法第九十四条の四第一項の自動車検査員に 条各号の一に該当する者であることを記載し た書面並びにその者の同意書

> 法第九十四条の二第三項の規定により自動 ようとする場合にあつては、 の検査の設備を二以上の事業場のために用 次に掲げる

体制及び所在地を記載した書面 当該設備の管理責任者の氏名、 維持管理

る月平均の車種別整備実績を記載した書面 名称及びこれらの者の最近三か月間におけ 当該設備の共同使用に関する契約書の 当該設備の共同使用に係る者の氏名又は

置及び面積を記載した書面 当該設備に附置されている車両置場の位

けていない場合にあつては、次に掲げる書面 イ 申請者が優良自動車整備事業者の認定を受 整備用の主要な設備及び機器を記載した

事業場の設備を記載した平面図

備実績を記載した書面 最近三か月間における月平均の車種別整

(検査の設備の基準) 貸借対照表及び損益計算書

第二条 法第九十四条の二第一項の自動車の検査 の設備の基準は、次のとおりとする。 に必要な屋内作業場を事業場内に有するこ 法第九十四条の五第四項の検査をするため

掲げるものを備えていること。ただし、対象 掲げるものを備えなくてもよい。 料とする自動車が含まれていない場合には 動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃 とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自 できる自動車検査用機械器具であつて、次に 対象とする種類の自動車を検査することが 動車が含まれていない場合にはへ及びトに ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする

イドスリツプ・テスタ

ホイール・アライメント・テスタ又はサ

前照灯試験機 ブレーキ・テスタ

音量計

速度計試験機

酸化炭素測定器

炭化水素測定器

2 前 |項第二号の自動車検査用機械器具は、 黒煙測定器又はオパシメータ

Ξ

十一年法律第二百十八号)第十三条に規定す

独立行政法人自動車技術総合機構法(平成

運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第

定める技術上の基準に適合するものでなければ七十四号)第五十七条第四号の国土交通大臣が ならない。

(検査の設備の共同使用の要件)

第三条 法第九十四条の二第三項の国土交通省令 で定める要件は、次のとおりとする。

その管理責任者が明確に定められているこ 備(以下「共用設備」という。)について、 共同使用の用に供される自動車の検査の設

二 自動車検査用機械器具の取扱要領、 領その他共用設備の管理規程が明確に定めら れていること。 点検要

兀 況、 査業務を行うことができる位置にあること。 用しようとするすべての事業者が支障なく検 者の事業場と共用設備との間の道路交通の状 共用設備の能力は、これを使用しようとす 共用設備は、これを使用しようとする事業 共同使用の形態等を勘案して、これを使

ることができる旨明確に定められているこ がそれぞれの事業場のために支障なく使用す であること。 て、これを使用しようとするすべての事業者 共用設備の共同使用に関する契約におい

るすべての事業場の整備能力に対応したもの

されていること。 時的に収容することができる車両置場が附置 共用設備を使用して検査をする自動車を一

(自動車検査員の要件)

は、次の各号のいずれかに該当する者でなけれ第四条 法第九十四条の四第一項の自動車検査員 ばならない。

要な知識及び技能について地方運輸局長が行 動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した う教習を修了したもの を行つていた者であつて、自動車の検査に必 六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務 整備士の技能検定に合格した者にあつては、 者を除く。)として一年以上(一級の自動車 に掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自 一第一項第七号の整備主任者(同号イ又はハ 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の 2

二 法第七十四条第一項の自動車検査官の経験 を有する者

に係る業務を除く。)の経験を有するもの 業務(法第七十五条の五第一項に基づく審査 る審査事務を実施する者として自動車の審査

兀 査員の経験を有する者 法第七十六条の三十二第一項の軽自動車検

(自動車検査員の兼任の要件)

第四条の二 法第九十四条の四第二項ただし書 国土交通省令で定める要件は、次のとおりとす

の検査業務を行うことができる位置にあるこ 該自動車検査員が支障なくそれぞれの事業場 事業場における検査業務量等を勘案して、当 事業場との間の道路交通の状況、兼任に係る 事業場とその者が現に検査業務を行つている 自動車検査員の兼任に係る事業場は、当

障なく行うことができる範囲内のものである に係るすべての事業場における検査業務を支 なる検査業務量は、当該自動車検査員が兼任 兼任に係る自動車検査員が処理することと

(自動車検査員の選任届等)

第五条 法第九十四条の四第三項の規定による届 出書には、次に掲げる事項を記載しなければな らない。

届出者の氏名又は名称及び住所

二 自動車検査員の選任に係る事業場の名称及 び所在地

自動車検査員の氏名及び生年月日

び所在地 る場合にあつては、当該他の事業場の名称及 事業場の自動車検査員として選任しようとす より他の事業場の自動車検査員を届出に係る 法第九十四条の四第二項ただし書の規定に

第五項の者に該当しないことを信じさせるに足各号の一に該当すること及び法第九十四条の四 なければならない。 平均の車種別整備実績を記載した書面を添 る書面並びに前項第四号に掲げる場合にあつて は、当該他の事業場の最近三か月間における月 前項の届出書には、同項第三号の者が第四条

る事項に変更があつたときは、その日から十五 ればならない 日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なけ 指定自動車整備事業者は、第一項各号に掲げ

第六条 法第九十四条の五第一項の国土交通省令 で定める技術上の基準は、 次の各号に掲げる自

(点検の基準)

7.目前宣言食芸書(27日) マニ 重輸資金にあつては、次に掲げる点検 一 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車

ユーミンンで沙川宣季曲をなんでいない宣客すべての点検 すべての点検 ま七十号)別表第三又は別表第四に定めるイー自動車点検基準(昭和二十六年運輸省令

ロ 主として砂利道等舗装されていない道路 において運行する等使用の状況が特殊であるため、イに掲げる点検のうち、その判断の が適合しなくなるおそれがないかどうかを び適合しなくなるおそれがないかどうか及 び適合しなくなるおそれがないかどうかを が適合しなくなるおそれがないかどうか及 が適合しなくなるおそれがないかどうか及 が適合しなくなるおそれがないかどうか及 が適合しなくなるおそれがないかどうか及 が適合しなくなるおそれがないかどうか及 が適合しなくなるおそれがないかどうか及 があるにおいて運行する等使用の状況が特殊であ において運行する等使用の状況が特殊であ

ハ 無段変速装置、電気装置の断続器等特殊 に適合するかどうか及び適合しなくなるお に適合するかどうかを判断することができ それがないかどうかを判断することができ ない場合においては、当該特殊な構造及び装置を有するため、イに掲げる 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車 を除く。)にあつては、次に掲げる点検 日動車を除く。)にあつては、次に掲げる点検

の点検 の点検基準別表第五に定めるすべて

 主として砂利道等舗装されていない道路 において運行する等使用の状況が特殊であ あため、イに掲げる点検のみによつては当 該自動車が保安基準に適合するかどうか及 び適合しなくなるおそれがないかどうかを 判断することができない場合においては、 別表第四に掲げる点検のうち、その判断の 別表第四に掲げる点検のうち、その判断の

へ 無段変速装置、電気装置の断続器等特殊 、 無段変速装置、電気装置の断続器等特殊

- べての点倹- イ - 自動車点検基準別表第五の二に定めるす

は、主として砂利道等舗装されていない道路において運行する等使用の状況が特殊であるため、イに掲げる点検のみによつては当るため、イに掲げる点検のみによっては当い適合しなくなるおそれがないかどうかをび適合しなくなるおそれがないかどうかをいあっために必要な点検のうち、その判断することができない場合において運行する等使用の状況が特殊であために必要な点検

(二輪自動車を除く。) にあつては、次に掲げた協向みによつては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおたがないかどうかを判断することができない場合においては、当該特殊な構造及び装置を有するため、イに掲げる装置に関してその判断のために必要な点検装置に関してその判断することができない場合においては、当該自動車が保安基準に関してその判断のために必要を表する。

の点倹イ 自動車点検基準別表第六に定めるすべてイ 自動車点検基準別表第六に定めるすべてる点検

1 主として砂利道等舗装されていない道路 2 別表第五に掲げる点検のうち、その判断の別表第五に掲げる点検のうち、その判断の談自動車が保安基準に適合するかどうかを談自動車が保安基準に適合するかどうかを談自動車が保安基準に適合するかどうかを談自動車が保安基準に適合するかどうかをがある。

(二輪自動車に限る。) にあつては、次に掲げて、無段変速装置、電気装置の断続器等特殊な構造及び装置を有するため、イに掲げるな構造及び装置を有するかどうか及び適合しなくなるおな、場合においては、当該特殊な構造及び装置を有するため、イに掲げる装置に関してその判断のために必要な点検装置に関してその判断のために必要な点検

(検査等の基準)

の点検 イ 自動車点検基準別表第七に定めるすべて

ロ 主として砂利道等舗装されていない道路 主として砂利道等舗装されていない道路 の別表第六に掲げる点検のうち、その判断の が適合しなくなるおそれがないかどうかを 該自動車が保安基準に適合するかどうか及該自動車が保安基準に適合するかどうか及 でめに必要な点検

(自動車検査員の証明)

(自動車検査員の証明)

(自動車検査員の証明)

1 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る 自動車検査証に記録された車台番号並びに道路 は、第三号、第十五号、第十九号から第二十一号 まで及び第二十八号を除く。)並びに第三十五 条の四第一項第五号及び第七号に掲げる事項に へいて事実と相違があると認めるときは、法第 九十四条の五第一項の証明(一時抹消登録を受けた自動車欠は法第六十九条第四項の規定によ な自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査 が象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係る ものを除く。)をしてはならない。

第八条 法第九十四条の五第四項前段の国土交通第八条 法第九十四条の五第二第三第一で定める基準(法第九十四条の五の二第三第一段の表別の国土交通

法第九十四条の五第四項後段の国土交通省令

同条第四項後段の規定により検査において保安 第二の一の項及び二の項に定める方法に準じて 第二の一の項及び二の項に定める方法に準じて 等二の一の項及び二の項に定める方法に準じて 整備が当該部分の保安基準に適合している状 た整備が当該部分の保安基準に適合している状 た整備が当該部分の保安基準に適合している状 た整備が当該部分の保安基準に適合している状 た整備が当該部分の保安基準に適合している状 た整備が当該部分の保安基準に適合している状 と整備が当該部分の保安基準に適合している状 を基 により法第九十

・構造及び装置を有するため、イに掲げる **第九条** 保安基準適合無段変速装置、電気装置の断続器等特殊 (保安基準適合証等)

第九条 保安基準適合証及び保安基準適合標章のもた日から十五日間とする。

の二)とする。 の二)とする。 の二)とする。 の二)とする。 の二)とする。 の二)とする。 の二)とする。 の二)とする。 の二)とする。 の二)とする。

(登録情報処理機関に対する照会)

磁的方法により行うものとする。 保安基準適合証に記載すべき事項について、電第九条の二 法第九十四条の五第十項の照会は、

2 前項の照会を受けた登録情報処理機関は、電2 前項の照会を受けた登録情報処理機関は、電

をする。 を通省令で定める自動車は、次に掲げる自動車 の五の二第二項の国土

登録を受けたことがある自動車

検査対象軽自動車

(指定整備記録簿の記載事項)三 二輪の小型自動車

(変更届出事項) (海定整備記録簿の様式) (指定整備記録簿の様式) (指定整備記録簿の様式は、普通自動車、三輪以上の小型自動車、検査対象軽自動車車、三輪以上の小型自動車、検査対象軽自動車車、三輪以上の小型自動車、検査対象軽自動車

一 第二条第一項第一号の屋内作業場の位置又特に重要なものは、次のとおりとする。第八十一条第一項第四号の事業場の設備のうち第十一条 法第九十四条の九において準用する法

一 第二条第一項第二号の自動車検査用機械器は面積

(自動車検査用機械器具の校正)

具の名称、型式又は数

土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよ項第二号の自動車検査用機械器具について、国第十二条 指定自動車整備事業者は、第二条第一

基準に適合するものとみなす

録校正実施機関」という。)が行う校正(以下 「登録校正」という。)を受けるものとする。 指定自動車整備事業者は、前項の校正に関す 国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登 備付け又は前回の校正の日から一年以内

うとする者の申請により行う。 前条第一項の登録は、登録校正を行お

る記録を一年間保存しなければならない。

に提出しなければならない。 に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣 前条第一項の登録を受けようとする者は、 次

登録校正を行おうとする者が登録校正に係 び住所並びに法人にあつては、その代表者の 登録を受けようとする者の氏名又は名称及

三 登録を受けようとする者が登録校正業務を 開始する日 行おうとする事務所の名称及び所在地 る業務(以下「登録校正業務」という。) を

なければならない。 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し

には、次に掲げる事項を記載した書類 登録を受けようとする者が法人である場合 定款又は寄付行為及び登記事項証明書 役員の氏名、住所及び経歴を記載した

には、その住民票の写し及び履歴書 登録を受けようとする者が個人である場合

三 校正に用いる別表第七の中欄に掲げる校正 又は借入れの別を記載した書類 設備の数、性能、所在の場所並びにその所有 用機器並びに同表の下欄に掲げる測定器及び

の氏名及び経歴を記載した書類 校正員が、次条第一項第二号に該当する者 校正を行う者(以下「校正員」という。)

であることを証する書面

六 登録を受けようとする者が、次条第一項第 (登録の要件等) 者であることを信じさせるに足る書類 三号及び第二項各号のいずれにも該当しない

る登録の申請をした者(以下この項において第十三条の二 国土交通大臣は、前条の規定によ ればならない。 べてに適合しているときは、その登録をしなけ 「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のす 2

の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる 別表第七の上欄に掲げる自動車検査用機器

> いて校正業務を行うものであること。 内に、校正を受けているものに限る。)を用 づく校正又はこれらと同等の精度を有する校百三十五条若しくは第百四十四条の規定に基 いて、備付け又は前回の校正の日から一年以 正を受けているものに限る。) 及び設備を用 校正用機器(それぞれ同表の下欄に掲げる測 器(計量法(平成四年法律第五十一号)第

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する者が 校正業務を行い、その人数が校正業務を行う 事務所ごとに三名以上であること。

に従事した経験を有する者であること。 た場合を含む。)後、二年以上校正の実務 令第三十六号) による実業学校を含む。) 勅令第六十一号)による専門学校を含む。)等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年 号)による大学(旧大学令(大正七年勅令 同法による専門職大学の前期課程を修了し 学科を修めて卒業した(当該学科を修めて 又は中等教育学校において、機械に関する 第三百八十八号)による大学を含む。)、高 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六 イに掲げる者と同等以上の知識経験を有 高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅

するものでないこと。 配されているものとして次のいずれかに該当 登録申請者が、指定自動車整備事業者に支

する者であること。

う。) であること。 八百七十九条第一項に規定する親法人をい (会社法 (平成十七年法律第八十六号) 第 ては、指定自動車整備事業者がその親法人 登録申請者が株式会社である場合にあつ

動車整備事業者の役員又は職員であつた者 の役員又は職員(過去二年間に当該指定自権を有する役員)が指定自動車整備事業者 業者の役員又は職員であつた者を含む。) 職員(過去二年間に当該指定自動車整備事 に占める指定自動車整備事業者の役員又はいう。)にあつては、業務を執行する社員) の割合が二分の一を超えていること。 五百七十五条第一項に規定する持分会社を を含む。)であること。 登録申請者(法人にあつては、その代表 登録申請者の役員(持分会社(会社法第

ときは、 請をした者が、次の各号のいずれかに該当する 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申 その登録をしてはならない

二 第十三条の十二の規定により第十二条第一 過しない者 行を受けることがなくなつた日から二年を経 の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上

三 法人であつて、登録校正業務を行う役員の うちに前二号のいずれかに該当する者がある 二年を経過しない者 項の登録を取り消され、その取消しの日から

3 登録簿に次に掲げる事項を記載してするものと第十二条第一項の登録は、登録校正実施機関

登録年月日及び登録番号

三 登録を受けた者が登録校正業務を行う事務 二 登録校正実施機関の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 所の名称及び所在地

登録を受けた者が登録校正業務を開始す

る日

(登録の更新)

とにその更新を受けなければ、その期間の経過第十三条の三 第十二条第一項の登録は、五年ご によつて、その効力を失う。

2 準用する。 前二条の規定は、前項の登録の更新について

(登録校正業務の実施に関する義務)

第十三条の四 登録校正実施機関は、登録校正業 行わなければならない。 がある場合を除き、遅滞なく、登録校正業務を 務を行うことを求められたときは、正当な理由

3 2 研修の時間が五十六時間以上であり、かつ、実八に掲げる科目を必修とする研修であつて学科 により登録校正業務を行わなければならない。 条の二第一項各号に掲げる要件に適合する方法 ればならない。 技研修が八時間以上であるものを受講させなけ 登録校正実施機関は、校正員に対し、別表第

(登録事項の変更の届出)

第十三条の五 登録校正実施機関は、第十三条の 変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲 二第三項第二号から第四号までに掲げる事項を 出しなければならない。 げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提

変更しようとする事項 変更しようとする日

(登録校正業務規程

第十三条の六 登録校正実施機関は、校正業務 け出なければならない。これを変更しようとす の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届 開始前に、次に掲げる事項を記載した校正業務 るときも、同様とする。

登録校正の申請に関する事項

四 登録校正の証明書の交付及び再交付に関す 三 二 登録校正の手数料及び旅費の額並びにこれ らの収納の方法に関する事項 登録校正の実施の方法に関する事項

五. る事項

校正員の選任及び解任に関する事項登録校正の結果の記録に関する事項 校正員の研修に関する事項

九 登録校正業務に関する公正の確保に関する 事 登録校正業務に関する秘密の保持に関する

関する事項 事項 不正に登録校正を受けた者に対する処分に

その他登録校正業務の実施に関し必要な

(登録校正業務の休廃止)

第十三条の七 登録校正実施機関は、登録校正業 交通大臣に提出しなすります。からは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土しめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土 登録校正実施機関の氏名又は名称及び住所

登録校正実施機関は、公正に、かつ、第十三 二 登録校正業務を休止又は廃止しようとする 三 登録校正業務を休止又は廃止しようとす 事務所の名称及び所在地 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 登録校正業務を休止又は廃止しようとする 登録校正業務を休止しようとする期間

五.

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十三条の八 登録校正実施機関は、毎事業年度 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並び 経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、 用に供されるものをいう。以下この条において る記録であつて、電子計算機による情報処理 よつては認識することができない方式で作ら に事業報告書(その作成に代えて電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚に

同じ。)の作成がされている場合における当該 て置かなければならない。 等」という。)を作成し、五年間事務所に備え 電磁的記録を含む。次項において「財務諸表

校正実施機関の定めた費用を支払わなければな し、第二号又は第四号の請求をするには、登録 指定自動車整備事業者その他の利害関係人 次に掲げる請求をすることができる。ただ 登録校正実施機関の業務時間内は、いつで

(登録の取消し等)

- ときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 前号の書面の謄本又は抄本の請求 財務諸表等が書面をもつて作成されている
- 事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する 方法により表示したものの閲覧又は謄写の ているときは、当該電磁的記録に記録された 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成され
- することの請求又は当該事項を記載した書面的方法であつて次条に定めるものにより提供 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁

(電磁的記録に記録された事項を提供するため

的方法は、次に掲げるもののうち、登録校正実第十三条の九 前条第二項第四号に規定する電磁 的方法は、次に掲げるもののうち、 施機関が定めるものとする。

- り一定の情報を確実に記録しておくことがで られたファイルに当該情報が記録されるもの され、受信者の使用に係る電子計算機に備え 録したものを交付する方法 きる物をもつて調整するファイルに情報を記 続した電子情報処理組織を使用する方法であ 使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接送信者の使用に係る電子計算機と受信者の つて、当該電気通信回線を通じて情報が送信 磁気ディスクその他これに準ずる方法によ
- るものでなければならない。 への記録を出力することによる書面を作成でき 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイル

必要な措置をとるべきことを命ずることができ 施機関に対し、これらの規定に適合するための しなくなつたと認めるときは、その登録校正実 関が第十三条の二第一項各号のいずれかに適合 国土交通大臣は、登録校正実施機

国土交通大臣は、登録校正実施

(改善命令)

第十三条の十一 めるときは、その登録校正実施機関に対し、同機関が第十三条の四の規定に違反していると認 をとるべきことを命ずることができる。 条の規定による登録校正業務を行うべきこと又 は登録校正業務の方法の改善に関し必要な措置

|第十三条の十二 | 国土交通大臣は、登録校正実施 第十二条第一項の登録を取り消し、又は期間を 定めて登録校正業務の全部又は一部の停止を命 ずることができる。 機関が次の各号のいずれかに該当するときは、

第十三条の二第二項第一号又は第三号に該 するに至つたとき。

二 第十三条の五から第十三条の七まで、第十 三条の八第一項又は次条の規定に違反したと

五. 匹 三 正当な理由がないのに第十三条の八第二項 各号の規定による請求を拒んだとき。 不正の手段により第十二条第一項の登録を 前二条の規定による命令に違反したとき。

兀

(帳簿の記載) 受けたとき。

第十三条の十三 年間保存しなければならない。 る事項を記載した帳簿を備え、記載の日から一 登録校正実施機関は、次に掲げ

登録校正の手数料の収納に関する事項 項

登録校正の申請の受理に関する事 登録校正の結果に関する事項

兀 る事項 登録校正の証明書の交付及び再交付に関す

Ŧi. (国土交通大臣による登録校正業務の実施) 事項 その他登録校正業務の実施状況に関する

第十三条の十四 国土交通大臣は、登録校正実施 施機関に対し登録校正業務の停止を命じたと 第一項の登録を取り消し、若しくは登録校正実 録校正業務の全部又は一部を自ら行うことがで たとき、第十三条の十二の規定により第十二条 登録校正業務の休止若しくは廃止の届出があつ 機関がいないとき、第十三条の七の規定による き、又は登録校正実施機関が天災その他の事由 つたときその他必要があると認めるときは、登 により登録校正業務を実施することが困難とな

(登録校正業務の引継ぎ)

第十三条の十五 の七の規定により登録校正業務を休止又は廃止 登録校正実施機関は、 第十三条

> た場合には、次に掲げる事項を行わなければな した場合その他当該業務を行わないこととなつ

二 その他国土交通大臣が必要と認める事項 き継ぐこと 第十三条の十三の帳簿を国土交通大臣に引

(報告の徴収)

第十三条の十六 関し報告させることができる。 施機関に対し、登録校正業務又は経理の状況に の実施のため必要な限度において、登録校正実 国土交通大臣は、登録校正業務

第十三条の十七 国土交通大臣は、次の場合に は、 第十二条第一項の登録をしたとき。 その旨を官報に公示しなければならない。

1

(公示)

二 第十三条の五の規定による届出があつたと き

三 第十三条の七の規定による届出があつたと

1

附

則

(昭和四六年三月三一日運輸省令

項の登録を取り消し、又は登録校正業務の停 止を命じたとき。 第十三条の十二の規定により第十二条第一

Ŧi. 又は自ら行つていた登録校正業務を行わない が登録校正業務を自ら行うものとするとき、 こととするとき。 第十三条の十四の規定により国土交通大臣

(自動車検査員の研修)

員であつて次に掲げるものに地方運輸局長が行 第十四条 指定自動車整備事業者は、自動車検査 う研修を受けさせなければならない。

二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の 末日を経過した者 自動車検査員として新たに選任した者

第十五条 様式は、第五号様式とする。 (申請書等の経由) 指定自動車整備事業者が掲げる標識の

(標識)

第十六条 第一条の申請書、第五条第一項及び第 又は運輸支局長を経由して、 二通を事業場の所在地を管轄する運輸監理部長 る部分に限る。) 及び第二項の届出書は、正副 準用する法第八十一条第一項(同項第四号に係 三項の届出書並びに法第九十四条の九において 出しなければならない。 地方運輸局長に提 10

する。 この省令は、 昭和三十七年十月一日から施

> 第五二号) 則 (昭和三八年一〇月一日運輸省令

行する。 この省令は、 昭和三十八年十月十五日から施

附 三号) 則 抄 (昭和四二年一月七日運輸省令第

する。 この省令は、 昭和四十二年二月一日から施行

第二七号) 附 則 (昭和四二年五月二六日運輸省令 抄

この省令は、 令第五七号) 附 則 (昭和四四年一二月二六日運輸省 公布の日から施行する。

この省令は、昭和四十五年一月一日から施行

第六三号) 附 則 (昭和四五年七月二三日運輸省令

する。 この省令は、昭和四十五年八月一日から施行

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行 第一九号)

令第六五号) (昭和四七年一二月二一日運輸省

O る法律(昭和四十七年法律第六十二号)の施行 この省令は、道路運送車両法の一部を改正す Ħ (昭和四十八年十月一日)から施行する。 (昭和四八年九月二八日運輸省令

この省令は、道路運送車両法の一部を改正す 第三三号) 抄

から施行する。 条の規定中第三号様式の改正規定は、 定中第四十五条の二の次に四条を加える改正規十月一日)から施行する。ただし、第一条の規 る法律(昭和四十七年法律第六十二号。 定(第四十六条に係る部分に限る。)及び第 「改正法」という。)の施行の日(昭和四十八年 公布の 日

業規則第三号様式にかかわらず、 法はこの省令による改正後の指定自動車整備事 者が掲げている標識の様式については、その寸 によることができる。 この省令の施行の際現に指定自動車整備事業 なお従前の例

第一八号) (昭和四九年五月二四日運輸省令

施行期日

る。 及び二略 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に それぞれ当該各号に定める日から施行す

定 第三条及び次項から附則第四項までの規 昭和五十年一月一日

則 抄 (昭和五三年二月八日運輸省令第

(施行期日)

定は、昭和五十三年二月二十二日から施行す の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規 し、第二条中指定自動車整備事業規則第十二条 この省令は、公布の日から施行する。ただ

事業規則第十二条第一項の規定により行つた較。この省令の施行前に改正前の指定自動車整備 正は、改正後の同項の規定により行つた較正と

第三三号) 則 (昭和五四年七月一六日運輸省令

この省令は、 昭和五十四年十月一日から施行

第八号) 附 則 (昭和五八年三月一五日運輸省令

(施行期日)

の日(昭和五十八年七月一日)から施行する。 る法律(昭和五十七年法律第九十一号)の施行 この省令は、道路運送車両法の一部を改正す

附 則 (昭和五九年六月二二日運輸省令

第一八号) 抄

(施行期日)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ 第一条 この省令は、 施行する。 (経過措置) 昭和五十九年七月一日 から

請等とみなす。 下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申 の行為(以下「申請等」という。)は、同表のに掲げる行政庁に対してした申請、届出その他 分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄 同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処 その他の行為(以下「処分等」という。)は、 定によりした許可、認可その他の処分又は契約 る行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規

北海道運輸局長

この省令は、

公布の日から施行する。

北海海運局長

|田県の区域に係る処分等又は ||東北海運局長(山形県又は秋|東北運輸局長

申請等に係る場合を除く。) 運輸局長 1

||び新潟海運監理部長 ||田県の区域に係る処分等又は 関東海運局長 東海海運局長 |申請等に係る場合に限る。)及 |東北海運局長(山形県又は秋新潟 中部運輸局長 関東運輸局長

名古屋陸運局長 新潟陸運局長 四国海運局長 中国海運局長 近畿海運局長 高松陸運局長 広島陸運局長 東京陸運局長 仙台陸運局長 札幌陸運局長 神戸海運局長 九州海運局長 大阪陸運局長 四国運輸局長 中国運輸局長 |近畿運輸局長 中部運輸局長 関東運輸局長 新潟運輸局長 東北運輸局長 北海道運輸局長 神戸海運監理部長 九州運輸局長 四国運輸局長 中国運輸局長 近畿運輸局長

福岡陸運局長 第五条 この省令の施行の際現に自動車登録番号 号)の規定により掲げている標識の様式につい 分解整備事業者又は指定自動車整備事業者が道 様式にかかわらず、なお従前の例による。 代行者規則別記様式、優良自動車整備事業者認 路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五 標交付代行者、優良自動車整備事業者、自動車 二十号様式及び指定自動車整備事業規則第七号 定規則第二号様式、道路運送車両法施行規則第 ては、それぞれ改正後の自動車登録番号標交付 九州運輸局長

五号) 附 則 (昭和六〇年二月五日運輸省令第

(施行期日)

法律の施行の日 行する。 **法律の施行の日(昭和六十年四月一日)から施この省令は、道路運送法等の一部を改正する**

第二九号) (昭和六一年九月二六日運輸省令 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成元年七月二〇日運輸省令第

附 則

(施行期日等)

る法律(平成六年法律第八十六号)の施行の日 (以下「施行日」という。) から施行する。 (経過措置) この省令は、道路運送車両法の一部を改正す

指定事業規則」という。)第二条第二項の運輸る改正後の指定自動車整備事業規則(以下「新 れた自動車検査用機械器具又は改正前の指定自条第六項の規定により型式認定番号標が表示さ た自動車検査用機械器具は、第三条の規定によ 動車整備事業規則(以下「旧指定事業規則」と もの又は地方運輸局長が自動車の検査用として って運輸大臣の定める者の行う検査に合格した 長が自動車の検査用として適当であると認定し 大臣が定める技術上の基準に適合するものであ いう。) 第二条第二項の規定により地方運輸局 この省令の施行の際現に旧施行規則第六十七

かかわらず、当分の間、なおこれを使用するこ 合証については、新指定事業規則第一号様式に 旧指定事業規則第一号様式による保安基準適 とができる。 適当であると定めたものとみなす。

9 この省令の施行の際現に指定自動車整備事業 れを使用することができる。 式にかかわらず、施行日から一年間は、 用する法第八十九条第一項の規定により掲げてものに限る。)が法第九十四条の九において準 者(対象とする自動車に普通自動車が含まれる いる標識については、新指定事業規則第五号様 なおこ

九号)

則 (平成九年九月一六日運輸省令第

(平成一〇年一〇月九日運輸省令 抄

(平成一一年四月一日運輸省令第

る この省令は、平成十一年十月一日から施行す

(平成七年二月二八日運輸省令第 附

1

1

(平成九年二月二〇日運輸省令第

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成九年十月一日から施行す六一号)

第六七号)

1 (施行期日)

る法律(平成十年法律第七十四号)の施行の日この省令は、道路運送車両法の一部を改正す (平成十年十一月二十四日) から施行する。

二三号)

三七号 則 (平成一一年八月六日運輸省令第 抄

(施行期日)

する。 この省令は、平成十一年九月三十日から施行

令第三九号) 附 則 (平t (平成一二 年一一月二九日運輸省

(施行期日)

第一条 この省令は、 行する。 平成十三年一月六日から施

省令第七二号) 附 則 (平成一三年三月三〇日国土交通

この省令は、平成十三年四月一日から施行す

令第五八号) 附 則 (平成一四年四月二日国土交通省

日)から施行する。 に規定する規定の施行の日(平成十四年七月一 この省令は、検査法人法附則第一条ただし書

省令第七九号) (平成一四年六月二八日国土交通

(施行期日)

第一条 この省令は、 行する。 平成十四年七月一日から施

省令第一八号) 則 (平成一五年三月一二日国土交通 抄

(施行期日)

る法律(平成十四年法律第八十九号)の一部の 施行の日(平成十五年四月一日)から施行す この省令は、道路運送車両法の一部を改正す

省令第三七号) 則 (平成一六年三月三一日国土交通 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、 行する。 平成十六年七月一日から施

省令第六五号) (平成一六年五月二一日国土交通

(施行期日)

第一条 この省令は、 (指定自動車整備事業規則の一部改正に伴う経 過措置) 公布の日から施行する。

第六条 第五条の規定の施行の際現に同条の規定 者は、第五条の規定の施行の日から起算して六 という。) 第十二条第一項の指定を受けている この条において「旧指定自動車整備事業規則」 による改正前の指定自動車整備事業規則(以下

う。) 第十二条の登録を受けているものとみな において「新指定自動車整備事業規則」とい 改正後の指定自動車整備事業規則(以下この条 月を経過するまでの間は、第五条の規定による 1

- う校正を受けている者とみなす。 事業規則第十二条第一項の登録を受けた者が行 者が行う校正を受けた者は、新指定自動車整備 備事業規則第十二条第一項の指定を受けている 第五条の規定の施行の際現に旧指定自動車整
- 様式による指定整備記録簿は、第五条の規定に旧指定自動車整備規則第三号様式及び第四号 分の間、なおこれを使用することができる。 よる改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当

省令第八三号) 則 (平成一六年八月一七日国土交通

(施行期日)

正する法律附則第一条本文の規定の施行の日第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改 (平成十七年一月一日) から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日国土交通省 令第一二号)

一条 この省令は、公布の日から施行する。 附 則

第

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年十二月二十六日 (施行期日) 省令第一〇四号) (平成一七年一一月二日国土交通 抄

から施行する。 則 (平成一八年四月二八日国土交通

省令第五八号) 抄

(施行期日)

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による 第一条 この省令は、会社法の施行の日 (経過措置) 八年五月一日)から施行する。 (平成-

改正前の省令の規定による処分、手続、その他 令の相当規定によってしたものとみなす。 の行為は、この省令による改正後の省令(以下 「新令」という。)の規定の適用については、新

附 則 省令第一一号) (平成一九年三月一四日国土交通 抄

(施行期日)

この省令は、 平成十九年四月一日から施行す

省令第三五号) 則 (平成一九年三月三〇日国土交通 抄

> この省令は、 平成十九年四月一日から施行す

(施行期日)

省令第六〇号)附 則 (平成 (平成一九年五月一七日国土交通 抄

(施行期日)

|第一条 この省令は、平成十九年七月三十一日 ら施行する。 (経過措置)

第二条

2 第三条の規定による改正後の指定自動車整備 十二月三十一日までは、なお従前の例によるこ別表第七の規定の適用については、平成十九年 事業規則(以下「新指定事業規則」という。) とができる。

による改正前の指定自動車整備事業規則第三号3 この省令の施行の際現に存する第三条の規定 らず、当分の間、なおこれを使用することがで 合を除き、新指定事業規則第三号様式にかかわ 別表第二の規定に基づき自動車から排出される 排出物の粒子状物質による汚染度を検査する場 様式による指定整備記録簿は、新指定事業規則

令第五九号) (平成二〇年七月七日国土交通省

第 (施行期日) (経過措置) 一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 第三条の規定による改正前の指定自動車 定は、 章(次条において「旧標章」という。)につい 両の保安基準第二十九条第四項第二号の二の規 整備事業規則第二号様式による保安基準適合標 ては、第一条の規定による改正後の道路運送車 適用しない。

ず、平成二十一年三月三十一日までは、なおこ指定自動車整備事業規則第二号様式にかかわら第三条 旧標章は、第三条の規定による改正後の れを使用することができる。

令第七六号) 抄附 則 (平成二〇年九月一日国土交通省

(施行期日)

条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十年する法律(以下「改正法」という。) 附則第一第一条 この省令は、道路運送法等の一部を改正 (指定自動車整備事業規則の一部改正に伴う経 十一月四日)から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に存する第三条の 規定による改正前の指定自動車整備事業規則第

過措置)

用することができる。

(平成二七年一月九日国土交通省

四月一日から施行する。 四条第一項第一号の改正規定は、平成二十七年 基づく道路運送車両法の特例に関する省令第十 号の改正規定及び第二条中総合特別区域法に この省令は、公布の日から施行する。ただ 第一条中指定自動車整備事業規則第四条第

則 (平成二七年一二月二四日国土交

通省令第八六号)

附 則 (平成二八年三月一日国土この省令は、公布の日から施行する。 令第一四号) 則 (平成二八年三月一日国土交通省 抄

(施行期日)

|第一条 この省令は、平成二十八年四月一日 施行する。 (自動車検査員の要件に関する経過措置)

第四条 施行日前にこの省令による改正前の指定 車整備事業規則第四条第三号に規定する者とみ 自動車整備事業規則第四条第三号に規定する者 については、この省令による改正後の指定自動

通省令第八七号)附 則 (平成二: (平成二八年一二月二八日国土交 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から 施行する。ただし、第一条(第一号様式備考 成二十九年四月一日から施行する。 び別表第二の改正規定を除く。)の規定は、平 (6) の改正規定を除く。)、第二条、第三条及 び第四条(第十三条第一項第二号の改正規定及

省令第五六号) 則 (平成二九年九月二九日国土交通

律の施行の日(平成三十一年四月一日)から施この省令は、学校教育法の一部を改正する法 行する。

省令第五 (平成三〇年六月二七日国土交通

この省令は、平成三十年十月一日から施行す

(施行期日) 令第八号) (平成三一年三月八日国土交通省

号様式にかかわらず、当分の間、 三号様式による指定整備記録簿は、第三条の規 定による改正後の指定自動車整備事業規則第三 なおこれを使 1 2 この省令は、 公布の日から施行する。

合には、自動車検査員は、押印することを要し 事業規則第二号様式による保安基準適合標章 場合に限る。)。 整備事業規則第七条第一項ただし書に規定する ない(第二条の規定による改正後の指定自動車 間、なおこれを使用することができる。この場 事業規則第二号様式の二にかかわらず、当分の は、同条の規定による改正後の指定自動車整備 第二条の規定による改正前の指定自動車整備

令第二〇号) 則 (令和元年六月二八日国土交通省

施行する。 する法律の施行の日(令和元年七月一日)から この省令は、不正競争防止法等の一部を改正

第六号) 則 (令和二年二月六日国土交通省令

(施行期日)

第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改 正する法律(以下「改正法」という。)の施行 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に の日(以下「施行日」という。)から施行する。 定める日から施行する。

二項及び第五条第二項の改正規定並びに別表第二条中自動車点検基準第二条、第四条第 改正規定 令和二年十月一日 条中指定自動車整備事業規則第六条第一項の 第五の次に一表を加える改正規定並びに第七

省令第六六号) 附 則 (令和三年一〇月一五日国土交通

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年十月一日(以下 ら施行する。 条及び附則第四条の規定は令和五年四月一日 条及び附則第四条の規定は令和五年四月一日か「施行日」という。)から施行する。ただし、次

準備行為) (指定自動車整備事業規則の一部改正に関する

第二条 道路運送車両法第九十四条の二第一項 げる事項に変更(検査用スキャンツールに係る 他の行為は、施行日前においても、第一条の規規定による指定及びこれに関し必要な手続その ものに限る。) が生じた場合の届出は、 条第一項の規定の例により行うことができる。 定による改正後の指定自動車整備事業規則第二 前においても行うことができる 指定自動車整備事業規則第十一条第二号に掲 施行日

(施行期日) 令第四五号) 抄 則 (令和四年五月二〇日国土交通省

3 $\overline{\widehat{2}}$

操縦装置

走行装置

緩衝装置

シャシばね又はシ

Ξ

緩衝能力

ク・アブソー

緩衝装置 制動装置

装動置力

伝

達トランスミッショ

ン又

は動力分配は変速機構又

運転状態

機構の機能

トランスファ

7 6 $\widehat{5}$ $\widehat{4}$

車枠及び車体 燃料装置

9

物品積載装置 連結装置

> 別表第五 原動機

(第六条関係

点検箇所

第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改 月一日) 条第六号に掲げる規定の施行の日 正する法律 (令和元年法律第十四号) から施行する。 (令和五年一 附則第一

別表第一 別表第二(検査の基準)(第八条関係)

検査 造に関登録識別情報等通知書(登録識別情報そ るの他の自動車登録ファイルに記録されて 適切な方法により検査するものとする。 じ。)又は自動車検査証返納証明書の記載いる事項を記載した書面をいう。以下同 検査の実施の方法 項と同一であるかどうかを視認その他 次に掲げる事項が当該自動車検査証

の 3

3

乗車装置 電気装置 原動機

走行装置 制動装置

倍力装置 車輪

リム又はディスク・ホ

イ損傷

機能

査 (そ(2)

する検(1)

置に関切な方法により検査するものとする。

次に掲げる装置について、視認その他

適

装置

か

じ

取

n

ギヤ・ボックス

機能

点検内容

ナックル又は

かじ

取り

旋回動作

10) 内圧容器及びその附属装置

 $\widehat{2}$ $\overline{2}$ 適切な方法により検査するものとする 次に掲げる事項について、 車両重量及び車両総重量 最低地上高 最大安定傾斜角度 長さ幅及び高さ 視認その

|する検ものとする。この場合において、(1)、 置に関表の右欄に掲げる器具を用いて検査する (そ(2)、(10)及び(11)に掲げる事項 装次の表の左欄に掲げる事項について、 |については、当該器具を用いて検査する |認等により容易に判定することができる 及び(9)に掲げる事項については、道 の適切な方法により、(3)、(6)、(8) 省令第67号)に適合するかどうかを視 ことが困難であるときに限り走行その他 |運送車両の保安基準(昭和26年運輸 最小回転半径

ときに限り視認等により、

それぞれ検査

表示の誤差

することができる。

置に関取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等三 装次に掲げる装置について、亀裂、がた、 |する検を用いて検査するものとする。この場合 (そ|において、道路運送車両の保安基準に適 合するかどうかを視認等により容易に判 定することができるときに限り、

により検査することができる。

ム 荷

重

用

ア

定鋼製巻尺

器測

力 及 装 び 置

制の

刑動能 おまれる 制動ブレー

整列状態 取り車輪の

1

かじサイドスリ ツ

テ

2

車から排出タ 車から排出 度表示灯の機 器の 及 灯 び の 車か 車 が 度計 物の され の誤差 の向き 車から排出定器 (5) 自動炭化水素測 きさ 8 汚染度 物質による 物の黒煙に 水素の濃度 される炭化 3 9 $\frac{2}{4}$ (7) 自動オパ よる汚染度 (6) 自動黒煙測定器 $0 \\ 0$ 炭 音 い 主光軸機 から 排出 測定器) 自動一酸化1 6の大き この指度 音の 粒子状 素の る 一 警音音量計 前照前照灯試 自 1動音量 速速度 機 酸化炭 公計試 計 シメー 験 素

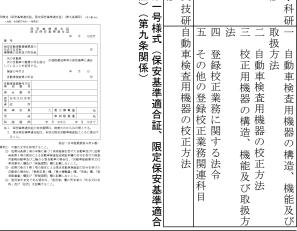
視認等 原動機 装置 か 別表第四 点検箇所 動力伝達装 走行装置 じ 取 n (第六条関係) ギヤ・ボックス リム、 はディスク・ホイー ドライブ・シャフ ·ックル又はかじ取り車<mark>旋回</mark> サイド・リング又|損傷 ル

別表第三(第六条関係) 緩衝装置 かじ取り装ギヤ・ボックス 点検箇所 $\stackrel{\frown}{1}$ $\widehat{7}$ $\widehat{5}$ $\widehat{4}$ $\begin{bmatrix} 1 \\ 0 \end{bmatrix}$ 9 8 6 1 トランスファーは動力分配トランスミッション又は変速機構又 シャシばね又はショ ナックル又はかじ取り|旋回動作 、ロペラ・シャフト又は|回転 ´・アブソーバ 指示装置 灯火装置及び反射器 前面ガラスその他の窓ガラス 警報装置 ばい煙等の発散防止装置 騒音防止装置 視野を確保する装置 速度表示装置 運行記録計 防火装置 走行距離計その他の計器 緩衝能力 機能 点検内容 機構の機能 時

運転状態 機能 点検内容 回動作 の状 別表第七 |動力伝達装トランスミッション 原動機 装動置力 自動車検査校正用機器 テスタ ツ 緩衝装置 走行装置 別表第六 緩衝装置 点検箇所 レー プ・テスゲージ 力 伝 丰 達クラッチ、 (第十三条、 (第六条関係 ドライブ・ ション又はトランスファ シャシばね又はショ シャシばね又はシ 標準 標準は はかり ダイヤル ロペラ・シャフト又は 、ム又はディスク・ I 盛式 ・アブソー アブソー ウ かり 懸 エ トランスミッ 第 シャフト 垂測 <u>イ</u>測 十三条のこ 測 測 測定器及び設備 定基準分銅 定基準組分銅 定ダイヤル・ゲ 定基準はかり 3 朩 基準はかり >校正器 イ損傷 ア変速機構又ツ断続機構、 関係) 回転 緩衝 緩衝能力 変速機構 運転状態 機構の機能 運転状態 機能 点検内容 動力分配 時の状 能力

0)

																																		_
種研	別表第	用いて行の校正は	備	タ	オ						黒	定品器	炭	測定器化	T		機	速					音量計										機	前
類修	: 表 🛚	い校	一 考		パ						煙	器	Ł	定酸	4			度					量											照
0	第	て正	酸		シ						測		水	器化				計					計											灯
科		行は	ſĽ		٠ ا						定		٠. ١		1			11																
目目		غ	炭		メ						黒煙測定器	3	素	炭				試															Ì	試
	第	- 圧	素										則	素				験																験
	1	レカ	測	ル	校	ウニ	ス :	ダ	メー	}	紙 校		王	圧	-		機校正器	速度計				岩	音号										機校正器	前
	<u>-</u>	。舗	定	タ	正	オ	1		ス		正	-	力調整器	ナ	i		校	度					量										校	照
	三条の	慗	器		用	ツ	ツ		シ		用	1	周	語整器]		正	計					計										正	灯
	本	嘉	及			7	-,·		·			3	整	整	:		器	마															器:	
	m	0	7 K		フ		7		リ		標	1 1	器	器	-			試					校										i	試
	闘	II	炭		イ		•		ン		準							験					正											験
	四関係)	て行うこと。 正は、圧力調整器のほか、校正用標	化	器	測	器	測岩	器:	測言	殳 :	器測	器	則	器測		設	器	測		設		뒴	景 測								設備		器	測
	巡		水			,			1	肯		١,				備				備			,								備			
		校	素		定		定		定 [定		包			-		定	mt or		-		定	1777	- D	,			, ,			Arm >		定
		校正用標準ガ	涧		分光光度計	2	歩度測定器	9 :	基準メ	票售色氏	分光光度計).	ΞĮ	圧	置	電	電圧計	回	置電	1 無	電圧計	基建	長周 進	置	電機	基	セ	オ		テロス転	暗室	鋼製巻尺	電.	照
		用	定		光	J	要		準 2	售	光	-	カ	ナ	1	源	圧	転	源電	響装置	圧	準置			源	準	オ		ン	ス転	室	製 =	王,	度
		//	晃		光	ì	測		メ É	五	光	Ē	計	計	-	電	計	計	電	〗装	計	騒音量	音 数		電	前照	K.	1		ト架	:	巻 フ	*計	計
		淮	に		度)	定		ス 糸	氏	度					圧			Я	: 置		音量	計 測		圧	照	5	•		• 台	•	尺 •		
		ガ	0		計	1	器		シ		計					変			- ダ	5		·騒音計	十定		圧変動	灯	1	レ	,	ス		5	ž	
		スス							1]							動			重	ĥ			器		動	試	1	ベ		ク]		
			7													変動装			変重を	Ė					装	験		ル	ĺ	ĺ		ો	>	
		ے.	_						~	_			_			₹ ₹			<u>a</u>	<					A X					_				=
																										証	第	修	実				修:	学
																										\sim	_		技					科





| 第二号様式(保安基準適合標章)(第九条関係)

(1) 有効期間が適了する日を表示する数字は、赤色又は無色とすること。
(2) 有効期間が適了する日を表示する数字は、赤色又は無色とすること。
(3) 有効期間及び自動車登録者等又は単同番号は、図がのかりにより表示すると。

									m	В	日文	11
	퓻											
190	ent	5 tr 5	167									
		DE4	X									
	28:											Fil
		048	敗									
35)	外を!	6										
	800	0.65	#3	MAS R	福車	関の	保安	基準に適合	して	いるこ	とを証り	纱
ĕ												
		検査	σ¥	Ян				44	Я	H		
		8.80	丰物	金典(氏氣						RE	
a i	B#3	244	94									
Z.	<u>‡</u> #1	明新	ŀ									
*	ŧ	6	9									
ip.	56	2 7	15									
	2		8:									
H	94	_		-	_	_	_		_			_
a	仕		Ħ									
œ.	*	定	Ŗ				A	是大使軟具	ŧ			kg
			iè					和同胞重要	Ł			kg
H		22	55			Я		16	-	Я В	2.0	



60章 (1) 有な試験が何下するはを表する表すは、また又は異色とすること。 (2) 有な解析及び自然事受効事等又は事実書号は、仮示の所により表示すること。 (6) 寸金の単位は、ミリメートととする。

	DELITE STATE OF THE STATE OF TH	*****	•
387-			114000 128000 - 12

ALTWEITEN.	5768			
stangulge E			100	District
		AND THE	esia.	
200		14 20		
Enter (Filment) Enter Enter (E)	170.0000 X 4 170.000 X 4		eta es	
MARCON TO	2007-1900	T		na Vere t desk f
		=	86000.00	undii"

| 第三号様式(指定整備記録簿)(第十条の二関係)| 第四号様式(指定整備記録簿)(第十条の二関係)

